

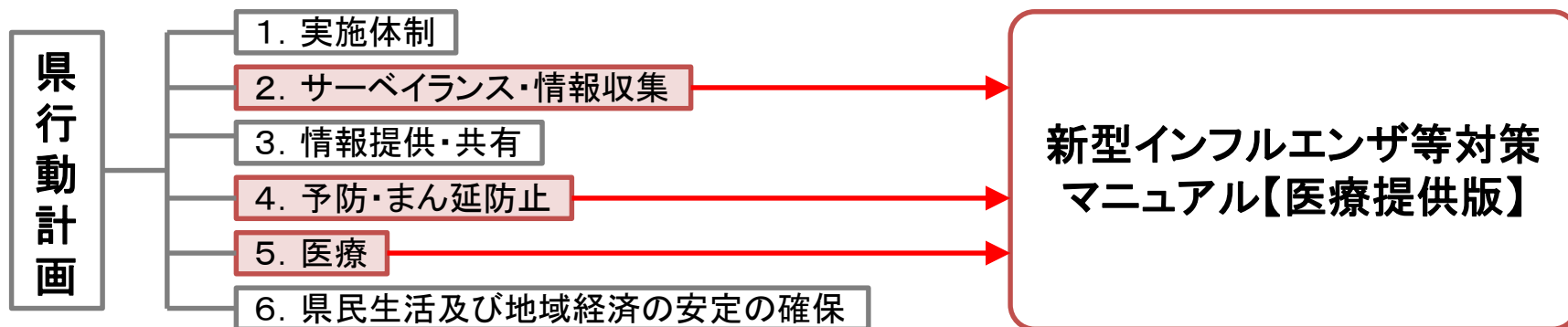
新型インフルエンザ等対策マニュアル 【医療提供版】の概要

青森県健康福祉部保健衛生課

新型インフルエンザ等対策マニュアル【医療提供版】の基本的考え方

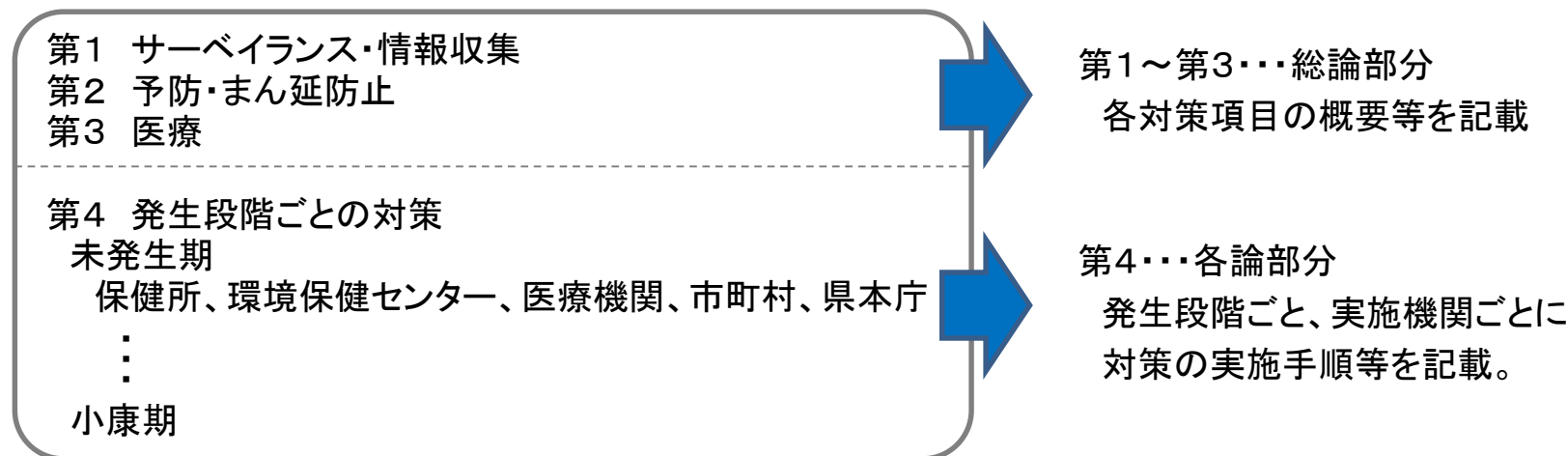
マニュアルの位置付け

新型インフルエンザ等対策青森県行動計画に規定する対策の主要6項目のうち、「サーベイランス・情報収集」、「予防・まん延防止」及び「医療」について、医療分野に関連する対策の具体化、役割分担及び実施手順を示すため、『新型インフルエンザ等対策マニュアル【医療提供版】』として全面改正した。



マニュアルの構成

県行動計画の項目を基本とし、発生段階ごとに各機関が実施すべき対策内容を記載した。



新型インフルエンザ等対策マニュアル【医療提供版】の対策一覧

未発生期

海外発生期

国内発生早期
(県内発生早期)

国内感染期
(県内感染期)

小康期

	未発生期	海外発生期	国内発生早期 (県内発生早期)	国内感染期 (県内感染期)	小康期
サーベイランス ・情報収集	情報収集 ・海外の鳥インフルエンザ等	情報収集 ・海外の新型インフルエンザ等	情報収集 ・国内の新型インフルエンザ等	情報収集 ・国内の新型インフルエンザ等	情報収集 ・国内の新型インフルエンザ等
	通常のサーベイランスの実施	サーベイランス体制の強化	サーベイランス体制の強化	通常のサーベイランスの実施	サーベイランス体制の強化
		積極的疫学調査の実施	積極的疫学調査の実施		積極的疫学調査の再開
	感染症対策に関する研修				
	在日米軍等の相互通報	在日米軍との相互通報	在日米軍との相互通報	在日米軍との相互通報	在日米軍との相互通報
予防・まん延防止	咳エチケット等の普及啓発	咳エチケット等の普及啓発 患者への入院勧告等	咳エチケット等の普及啓発 患者への入院勧告等	咳エチケット等の普及啓発 患者等への自宅待機要請	咳エチケット等の普及啓発
		検疫による健康監視の実施			
			不要不急の外出自粛要請 施設の使用制限等の要請等	不要不急の外出自粛要請等 施設の使用制限等の要請等	
	ワクチンの供給体制の整備 特定接種の接種体制構築 住民接種の接種体制構築	特定接種の実施 医療関係者への協力要請等	特定接種の実施 住民接種の実施 医療関係者への協力要請等	特定接種の実施 住民接種の実施 医療関係者への協力要請等	住民接種の実施 医療関係者への協力要請等
医療	地域医療提供体制の整備 訓練の実施				地域医療提供体制の確認
	受診方法等の周知	受診方法等の周知 症例定義等の周知	受診方法等の周知 症例定義等の周知	受診方法等の周知 症例定義等の周知	
	入院可能病床数の試算	帰国者・接触者相談センター設置 帰国者・接触者外来の設置 感染症指定医療機関等への入院	帰国者・接触者相談センター設置 帰国者・接触者外来の設置 感染症指定医療機関等への入院	一般医療機関での患者受入れ 重症患者の入院 FAXによる処方せんの対応	通常の医療体制への変更
	検査体制の整備	検査の実施	検査の実施	検査の実施	検査体制の整備
				臨時の医療施設の設置 医療関係者への協力要請等	
	抗インフルエンザウイルス薬備蓄	抗インフルエンザウイルス薬 ・流通調整、備蓄薬の放出 予防投与の実施	抗インフルエンザウイルス薬 ・流通調整、備蓄薬の放出 予防投与の実施	抗インフルエンザウイルス薬 ・流通調整、備蓄薬の放出	抗インフルエンザウイルス薬備蓄

赤字・・・緊急事態宣言時に実施する対策

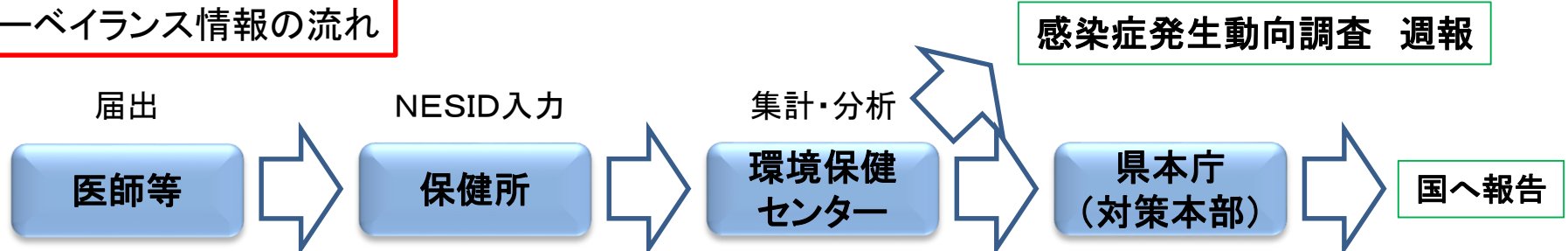
主な対策の概要《サーベイランス》

サーベイランス等の体系

	未発生期	海外発生期	国内発生早期 (県内発生早期)	国内感染期 (県内感染期)	小康期
患者発生サーベイランス (インフルエンザ定点医療機関)	→				
ウイルスサーベイランス (インフルエンザ病原体定点医療機関)		対象拡大	対象拡大		対象拡大
入院サーベイランス (基幹定点医療機関)	→				
インフルエンザ様疾患発生報告 (幼稚園・保育所・小中高)		対象拡大	対象拡大		対象拡大
患者全数把握 (全ての医師)		→			
積極的疫学調査		→			

※その他、未発生期から鳥類・豚のサーベイランス、感染症流行予測調査等を実施。

サーベイランス情報の流れ



主な対策の概要《予防・まん延防止》

まん延防止対策

患者対策	国内発生早期	感染症法に基づく入院勧告(措置)等
	国内感染期	重症者は入院、軽症者は在宅療養を要請
濃厚接触者対策	国内発生早期	感染症法に基づく外出自粛の要請、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与等
個人対策	未発生期 ～小康期	咳エチケット・手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及啓発
地域対策	国内発生早期 ～国内感染期	【緊急事態宣言時】 不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限の要請等
職場対策	未発生期 ～小康期	咳エチケット・手洗い、人混みを作る事業活動を避ける、時差出勤の実施等の勧奨 職場における健康管理の徹底、症状が認められた従業員の受診勧奨の徹底を要請

予防接種

	特定接種	住民接種	
		緊急事態宣言あり	緊急事態宣言なし
考え方	発生時、緊急の必要がある	病原性が非常に高い	病原性が低い
開始時期	海外発生期以降	国内発生早期以降	国内発生早期以降
実施主体	国、県、市町村	市町村	市町村
対象者	登録事業者、国家・地方公務員	全国民	全国民
特措法	第28条	第46条	—
予防接種法	第6条第1項(臨時接種)	第6条第1項(臨時接種)	第6条第3項(新・臨時接種)
接種方式	原則、集団的接種	原則、集団的接種	原則、集団的接種
接種努力義務	○	○	×
接種勧奨	○	○	○

主な対策の概要《相談体制》

帰国者・接触者相談センター

発生国からの帰国者又は患者との濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状を有する者から電話で相談を受け、帰国者・接触者外来へと受診調整する。

医学的判断はできないため、渡航歴や接触歴を確認し、必要に応じ受診勧奨する。

	海外発生期	国内発生早期 (県内発生早期)	国内感染期 (県内感染期)
実施機関	保健所	保健所	中止
開設日	平日のみ	全日	
開設時間	8:30～17:15	24時間	
休日・時間外対応	県本庁のコールセンターで対応	保健所の緊急連絡網等で対応	

コールセンター

①医療機関専用電話相談窓口

医療機関からの問い合わせ(例・・・症例定義、診断・治療方法、医療体制の変更等に関して)に対応する。

②その他一般相談

県民等からの問い合わせに対応する。 ※市町村においても設置する。

	海外発生期	国内発生早期 (県内発生早期)	国内感染期 (県内感染期)
実施機関	県本庁	県本庁	県本庁
開設日	全日	全日	平日
開設時間	24時間	24時間	8:30～17:15
休日・時間外対応	市町村の受付時間外は県で対応	市町村の受付時間外は県で対応	状況に応じて、時間延長等を検討

主な対策の概要 ≪医療提供体制≫

○海外発生期～国内発生早期(県内発生早期)

発生国からの帰国者又は患者との濃厚接触者で、
発熱・呼吸器症状等を有する者

電話相談

帰国者・接触者相談センター(保健所)

受診勧奨する

受診勧奨しない

自宅療養又は近医受診

帰国者・接触者外来

感染疑いあり

感染の疑いなし

自宅療養又は近医受診

環境保健センター

陽性

陰性

自宅療養又は近医受診

入院勧告

感染症指定医療機関等

○国内感染期(県内感染期)

発熱・呼吸器症状等を有する者

直接受診

一般の医療機関(分離医療機関を除く)

重症

軽症

自宅療養

入院

入院受入医療機関

※新型インフルエンザの発生時に示される症例定義によっては、対応を変更する場合もある。

今後の検討事項

医療提供体制等の詳細については、今後、**新型インフルエンザ対策医療協議会**または各保健所が設置している**地域新型インフルエンザ対策協議会**で検討していく。

新型インフルエンザ対策医療協議会

- 事務局・・・県保健衛生課
- 主な検討事項
 - ・二次医療圏での協力体制の在り方など、県全体の医療提供体制の基本方針
 - ・県内における発生段階の移行の目安(医療提供体制の変更を含む)
 - ・臨時の医療施設の設置方針・基準
 - ・特定接種の体制整備(接種場所、医療従事者の確保など)

地域新型インフルエンザ対策協議会

- 事務局・・・保健所
- 主な検討事項
 - ・帰国者・接触者外来を設置する医療機関の選定
 - ・発生時に入院を受け入れる感染症指定医療機関及び協力医療機関
 - ・入院病床の確保
 - ・新型インフルエンザ等初診患者の診療を行わない分離医療機関(人工透析、産科、精神科、救急医療、障害児医療等の対象となる患者を主として診療する医療機関)
 - ・帰国者・接触者相談センターでの受診誘導方法
 - ・患者の搬送方法
 - ・臨時の医療施設の設置場所、医療従事者の確保

市町村

- ・住民接種の体制整備(接種場所・医療従事者の確保、器具等の準備、予約・受付方法等の検討)